

議員提出条例案等に対するパブリック・コメント（意見募集）手続の概要

市議会では、議員提出による政策条例等の議案を提出する際、議員が直接、市民の皆さまから意見を募集しています。

つきましては、下記のとおり意見募集を行います。



記

1 件名

横須賀市スポーツ振興条例（案）

2 意見募集期間

令和7年9月18日（木）～10月8日（水）の21日間

3 内容

別紙「横須賀市スポーツ振興条例及び逐条解説（案）」のとおり

4 提案者

スポーツ振興検討協議会

5 意見の提出方法・提出先

次のいずれかの方法で市議会議会局議事課宛て提出してください。書式は問いません。

- | | |
|-----------|--|
| (1) 持参 | ・市議会議会局（市役所本館1号館9階）
・市政情報コーナー（市役所本館2号館1階）
・各行政センター
※持参の場合は、開庁日の8時30分から17時15分までにお越しください。 |
| (2) 郵送 | 〒238-8550 市議会議会局議事課 |
| (3) FAX | 046-824-2663 |
| (4) 電子メール | pd-ccs@city.yokosuka.kanagawa.jp |

6 提出時の記載事項

- ・住所及び氏名を記載してください。
- ・市外在住の方が提出する場合は、次の項目についても記載してください。
 - （市内在勤の場合）勤務先名・所在地
 - （市内在学の場合）学校名・所在地
 - （その他）納税義務を有することを証する事項等

7 ご意見の公表

お寄せいただいたご意見は、ご意見に対する議員（提案者）の考え方とともに整理した上で、市議会ホームページ、市政情報コーナー、各行政センター、市議会議会局で公表します。

ただし、個々のご意見等には議員（提案者）から直接回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせ先：横須賀市議会議会局議事課 電話 046-822-9394（直通）

横須賀市スポーツ振興条例及び逐条解説（案）

（前文）

スポーツは、心身の健全な発達を促し、豊かな社会を築く基盤となるものであり、全ての人々に喜びと感動を与える世界共通の文化です。

また、スポーツは自らの体力、年齢、技術、目的等に応じて、生涯にわたり楽しむことができ、これにより市民一人一人の生活の質や幸福度が高まります。

加えて、市民同士の連帯感や地域の絆を強め、地域の活性化及び地域振興に寄与するものです。

こうしたスポーツが生み出す恩恵を市民の誰もが享受する権利があり、それが損なわれることがあってはなりません。障害等の有無にかかわらず、全ての市民が平等にスポーツを楽しめる環境を整えること、また体罰、暴力、その他ハラスメントや事故の危険性を防止し、健全かつ誠実なスポーツ活動を追求できるようにすることが重要です。

さらに、本市は、三方を海に囲まれ、起伏に富んだ地形を有し、豊かな自然環境を生かした様々なスポーツ活動を行うことができます。また、近年では複数のプロスポーツチーム等の拠点整備やeスポーツやアーバンスポーツを含む多様な形態を通じて、新たな価値観の共有やさらなるコミュニケーションの促進の可能性が生まれてきています。これは本市の大きな強みです。

私たちは、スポーツを「する」ことで健康を育み、「みる」ことで感動を共有し、「ささえる」ことで、その魅力を次世代に伝える役割を担っています。

市民、スポーツ関係団体及び市が連携し、本市の持つ強みを最大限に生かし、スポーツが持つ力や可能性を理解し、それぞれの役割を果たすことにより、スポーツを核とした活力あるまちづくりを行うため、ここに、横須賀市スポーツ振興条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、スポーツを核としたまちづくりの基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、スポーツ振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、市民の誰もが生涯にわたりスポーツを楽しみ、もって市民の心身ともに健康で心豊かな生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【解説】

本条は、条例制定の目的について定めたものです。

この条例は、「スポーツを中心としたまちづくりの基本理念」、「市や市民などの責務・役割」、「スポーツ振興に関する施策の基本的な事項」を大きな柱としています。これらを定めることにより、市民の誰もが生涯にわたってスポーツを楽しみ、身も心も健康でいられることや心豊かな生活が送れること、そして生き生きとした地域社会の実現につなげることを目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツとは、心身の健全な発達、健康の保持増進及び体力の向上、精神的な充足感の獲得等のために、個人又は集団により行われる運動競技及び趣味又は健康を目的とする運動、野外活動、レクリエーション等の健康を意識して身体を動かすことをいう。
- (2) 市民とは、市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (3) スポーツ関係団体とは、市内においてスポーツを「する」「みる」「ささえる」活動を行う全ての団体をいう。
- (4) スポーツ活動とは、スポーツの実施、指導、観戦、スポーツイベントの運営等のスポーツを「する」「みる」「ささえる」活動等をいう。

【解説】

本条は、この条例で使われる主な用語について、定義しています。

- (1) 「スポーツ」は、勝ち負けや記録等を競ういわゆる競技スポーツを表すのみではありません。心身の健全な発達や健康の保持増進及び体力の向上、精神的な充足感を得るために、個人や集団で行う運動競技や、趣味又は健康のために意識して体を動かす運動など、幅広く全ての身体活動や経験を包括する概念を含みます。
- (2) 「市民」は、横須賀市内に住んでいる人だけでなく、市内に通勤・通学している人も含みます。
- (3) 「スポーツ関係団体」は、市内においてスポーツを「する」「みる」「ささえる」に関わる活動を行う全ての団体を示し、事業者も含みます。
- (4) 「スポーツ活動」も、スポーツを「する」人の立場に限定するのではなく、観戦などの「みる」、指導者や審判などの「ささえる」など、スポーツに関する幅広い活動を含みます。

(基本理念)

第3条 スポーツを核としたまちづくりのために、市民、スポーツ関係団体及び市が協働して、次に掲げる事項を基本として進めなければならない。

- (1) 市民一人一人が自らの健康状態に応じて、スポーツ活動に親しみ健康の保持増進ができること。
- (2) 全ての市民が生涯にわたりスポーツに親しむことができる機会が確保されるように努めること。
- (3) 障害者が自主的かつ主体的にスポーツ活動を行うことができるよう、障害の程度及び特性に応じて必要な配慮がなされるよう努めること。
- (4) 市民の安全・安心の確保が図られるとともに、健全かつ誠実なスポーツ活動が実施されるように努めること。
- (5) スポーツを通じ、世代間及び地域間の交流並びに国際交流を促進し、地域の活性化を図ること。

【解説】

本条は、スポーツを中心としたまちづくりのためにこの条例で規定する施策を推し進めるに当たっての基本的な考え方を定めたものです。

スポーツを中心としたまちづくりのためには、市民、スポーツ関係団体、市が一緒になって次のことを推し進める必要があります。

- (1) 市民一人一人が、心身の状況や体力に合わせてスポーツを楽しみ、長く健康でいられるようにすること。
- (2) 全ての市民が生涯にわたりスポーツに親しむ機会を持てるよう努めること。
- (3) 障害者に対してそれぞれの状況や特性に応じて必要な配慮がされることで、自らの意思で思うようにスポーツ活動ができるように努めること。
- (4) 市民が安全・安心のもと、健全で誠実なスポーツ活動を行うことができるように努めること。
- (5) スポーツを通じて世代を超えた交流や地域同士の交流、さらには国際交流を進めることで地域の活性化を図ること。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の基本理念にのっとり、スポーツを核としたまちづくりを推進するため、スポーツ関係団体と連携を図りながら、スポーツ振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

【解説】

本条は、市の責務について定めたものです。

市はこの条例で掲げた基本理念に基づき、スポーツを中心としたまちづくりを進めるためには、スポーツ関係団体と十分に連携して取り組む必要があります。

また、スポーツ振興に関する施策は教育・福祉など多方面の分野にわたることから、所管する部局同士が連携しつつ、総合的・横断的に推進する必要があること、施策は一定の目標を立てて継続的に実施する必要があることから、計画的に推進することを示しています。

(市民の役割)

第5条 市民は、スポーツに対する関心及び理解を深め、自主的かつ積極的にスポーツに親しみ、又は楽しむことにより、心身の健康の保持増進及び体力の向上に努めるものとする。

2 市民は、自らがスポーツ活動の担い手であることを認識し、スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことにより、スポーツ活動への積極的な参画に努めるものとする。

【解説】

本条は、スポーツを中心としたまちづくりにおける実際の活動の要となることが期待される市民の役割について定めたものです。

(第1項)

スポーツに対して関心を持ち、また理解した上で、自主的・積極的にスポーツに親しみ楽しむことで、心身を健康に保ち体力を向上させることができます。このことから、健やかに充実した暮らしを送るため、市民一人一人がスポーツに親しむことが期待されます。

(第2項)

市民一人一人に、「自分自身がスポーツ活動の担い手である」ということを知ってもらい、競技者としてスポーツを「する」だけでなく、観戦や応援として「みる」、ボランティアや運営など「ささえる」立場としても積極的にスポーツ活動に参画することが大事であるという考え方を示しています。誰もが何らかの形でスポーツに関わり、スポーツを中心としたまちづくりの担い手になることを推奨しています。

(スポーツ関係団体の役割)

第6条 スポーツ関係団体は、市民がスポーツに親しむことができる機会を提供し、スポーツの普及及び市民のスポーツに関する技能向上のための活動等を通じてスポーツの振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

本条は、スポーツを中心としたまちづくりにおいて、実際の活動の重要な担い手となることが期待されるスポーツ関係団体の役割について定めたものです。

スポーツ関係団体には、市民がスポーツに親しむ場や機会を提供することが求められています。

また、スポーツの普及や市民の技能向上を実現する活動に取り組むことで、スポーツ振興に関する市の施策にも積極的に協力するよう努めることが、期待されています。

(スポーツ推進計画)

第7条 市は、この条例の基本理念の実現を目指すための施策の体系としてスポーツ推進計画を策定するものとする。

2 前項の計画は、市民、スポーツ関係団体その他のスポーツに携わる者の意見を踏まえたものとするよう努めるものとする。

3 スポーツ推進計画は、スポーツをめぐる環境の変化を反映させ、見直しを図るものとする。

【解説】

本条は、スポーツ推進計画の策定について定めたものです。

(第1項)

市は、この条例で掲げた基本理念を実現するための具体的な施策の体系として、「スポーツ推進計画」を策定することとします。

(第2項)

スポーツ推進計画の策定に当たっては、市民やスポーツ関係団体など、実際にスポーツに関わる幅広い人々の意見を十分に取り入れるよう努めることを定めています。より多くの視点やニーズを反映させ、実態に合った施策を盛り込んだ計画となることを重視しています。

(第3項)

スポーツを取り巻く状況や環境の変化に応じて、策定した計画も必要に応じて見直しを図ることとしています。これにより、時代や社会の変化に合わせて施策を柔軟に進化させていくことを目指しています。

(生涯にわたるスポーツ活動の推進)

第8条 市は、市民が日頃からスポーツに親しめるようスポーツ活動への参加を促し、生涯にわたって体力、適性、健康状態等に応じてスポーツ活動を継続することで、心身ともに健康で幸福な生活を営むことができる機会の確保及び環境整備を進めるために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、スポーツと健康の関連性、スポーツ活動を行う上での効果的な方法等について知見を蓄積し、当該知見をもって生涯にわたるスポーツ活動の習慣化を促進することにより、市民の健康保持増進を図るものとする。

【解説】

本条は、市民が心身ともに健康で幸福な生活を送ることができるよう、生涯にわたるスポーツ活動を推進するため、市が必要な施策を講ずることを定めたものです。

(第1項)

生涯にわたって、それぞれの体力、適性、健康状態等に応じてスポーツ活動を継続することは、心身ともに健康で幸福な生活を営むことにつながります。そのため、市民が日頃から気軽にスポーツに親しめるよう、スポーツ活動の場や機会を充実させるとともに、施設や環境の整備など必要な施策を講ずることとしています。

(第2項)

市民がスポーツ活動を日々の生活に取り入れ習慣化することは、健康の維持増進につながります。そのため、市は、スポーツが健康に与える影響や、効果的なスポーツ活動の方法などの知見を積み重ね、機会を提供することで、市民のスポーツ活動の習慣化を促進していきます。

(障害者スポーツの推進)

第9条 市は、障害の有無にかかわらず誰もがスポーツを共に楽しみ、互いに尊重しつつ体を動かす喜びを感じることができる機会を提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、広く市民が障害者スポーツへの関心を高め、理解を深めることができるよう、周知及び交流の促進に努めるものとする。

- 3 市は、障害者が自主的かつ主体的にスポーツ活動に参加することができるよう、障害者スポーツを実践しているスポーツ関係団体の情報を収集し、スポーツ活動に参加しようとする障害者への情報提供を行うとともに、スポーツ活動に参加できる機会の提供を図るよう努めるものとする。
- 4 市は、障害者が安全かつ安心してスポーツ活動を行うことができるよう、市のスポーツ施設の積極的なバリアフリー化を推進するものとする。

【解説】

本条は、障害の有無にかかわらず、誰もが平等にスポーツ活動ができるよう、障害者スポーツの推進について、市が必要な施策を講ずることを定めたものです。

(第1項)

スポーツを楽しむことによって得られる喜び、感動、価値は、障害の有無にかかわらず、誰もが受け取れなければならないものです。全ての市民が等しくスポーツを共に楽しみ、互いを尊重し合いながら、体を動かす喜びを感じられる機会の提供のために必要な施策を講じます。

これには、仲間との交流を通じた相互理解や、スポーツに関する共感を分かち合うスポーツ体験の機会の提供も含まれます。

(第2項)

市民が障害者スポーツに関心を持ち、理解を深められるように障害者スポーツに関する情報の周知や交流イベントなどの施策を講じるよう努めます。

「障害者スポーツ」は、本格的な運動競技のみならず、趣味又は健康を目的とする運動等を含み、さらに「する」「みる」「ささえる」といった様々な立場においてスポーツに携わることを示しています。こうしたことが広く市民に理解されるように、市は周知に努めます。

(第3項)

障害者がスポーツ活動に興味を持ったとき、また参加したいと思ったときに参加できるよう、スポーツ関係団体からの情報を収集し、それを提供します。これにより障害者のスポーツ活動への参加の不安を解消し、自主的かつ主体的に参加できる機会の提供を図ります。

(第4項)

障害者の安全で安心なスポーツ活動を実現するため、市はスポーツ施設のバリアフリー化を積極的に推進します。これにより、障害者のアクセス改善を図り、どの施設でも快適に利用できる環境を提供します。

(子どものスポーツ機会の充実)

第10条 市は、子どもの心身の健全な発達及び体力の向上が図られるよう、学校、スポーツ関係団体、家庭等と連携し、子どもに対するスポーツ活動の機会の提供及び充実に向けた取組を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、子どもがスポーツ活動に積極的に参加し、生涯にわたりスポーツに親しみ、充実したスポーツ活動を行うことができるよう、科学的知見及び医学的知見を生かしたスポーツに関する知識及び技能の習得に対する支援、スポーツ活動ができる環境の整備、人材の確保その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

本条は、子どものスポーツ機会を充実させるために、市が必要な施策を講ずることを定めたものです。

(第1項)

子どもの心身の健全な発達と体力の向上にはスポーツが重要な役割を果たします。市は、学校、スポーツ関係団体、家庭などの様々な関係者と連携し、子どもたちに対してスポーツ活動の機会を提供し、その充実を図ります。

また、複数の関係機関と協力して取り組むことで、より多くの機会を提供することを目指します。

(第2項)

子どもたちが生涯にわたってスポーツ活動に親しむ機会を確保する必要があることから、子どもたちが積極的にスポーツ活動に参加し、スポーツに親しむことを促進していきます。そのためには、スポーツに関する知識と技能の習得が重要で、市はその支援と環境の整備や人材の確保に努めます。このことにより、子どもたちは楽しみながら安全で効果的なスポーツ活動を行うことができます。

(スポーツにおける健全性等の向上)

第11条 市は、市民がスポーツ活動を行う際に、心身の安全・安心が確保できるよう、体罰、暴力及びその他のハラスメント行為の防止並びにスポーツ事故その他スポーツによって生じる怪我等の防止及び軽減を図るために必要な施策を講ずるものとする。また、マナー及びモラルの向上により、「する」「みる」「ささえる」のあらゆる立場において健全かつ誠実なスポーツ活動の促進を図るものとする。

【解説】

本条は、スポーツにおける健全性や安全性の向上のため、市が必要な施策を講ずることを定めたものです。

市民がスポーツ活動を行う際には、心身の安全・安心が確保されなければなりません。そのために、体罰、暴力、その他のハラスメント行為の防止やスポーツ事故その他スポーツによって生じる怪我等の防止・軽減を図るための必要な施策を講ずる必要があります。

また、スポーツ文化の質をより向上させるために、マナー及びモラルの向上を推進します。これにより、スポーツが単に競技としてだけでなく、人格形成の場ともなることを目指します。

いずれもプレイヤーや観客、指導者・ボランティアや運営など、「する」「みる」「ささえる」のあらゆる立場に向けて行うこととします。

(スポーツへの関心の醸成)

- 第12条** 市は、スポーツに関する施策を策定するときには、体力、年齢、性別その他の事情にかかわらず、様々な人がスポーツの持つ価値を理解し、及び関心を持ち、スポーツに親しむ機会を得られるよう特に留意するものとする。
- 2 市は、スポーツ関係団体と連携し、あらゆるスポーツの普及を行い、市民が気軽に取組むことができるよう必要な施策を講ずるものとする。
- 3 市は、市民のスポーツへの関心を高めるため、プロスポーツチーム等との連携及び新しいスポーツ文化の創造に積極的に取り組むよう努めるものとする。

【解説】

本条は、スポーツへの関心の醸成のため、市が必要な施策を講ずることを定めたものです。

(第1項)

市民全てがスポーツに興味や関心があるわけではありません。そのため、市がスポーツ関連の施策を策定するときには、体力、年齢、性別などの個々の事情にかかわらず、様々な人がスポーツの価値を理解し、関心を持った上で、スポーツに親しむ機会を得られるように留意することが必要です。

これにより、スポーツが全ての人に公平なものとなり、それにより得られる喜び、感動、価値を全ての人を受け取れることを目指しています。

(第2項)

本市では、eスポーツやアーバンスポーツなど多様なスポーツが盛んに行われています。市がスポーツ関係団体と連携して、あらゆるスポーツについて積極的に普及を行い、気軽に取り組めるよう必要な施策を講ずることで、市民が様々なスポーツに親しむことができることを目指します。

(第3項)

本市では、野球やサッカーといった複数のプロスポーツチーム等が拠点を構え、活動しています。市が、プロスポーツチーム等と連携し、選手等の協力を得ながら、各種イベントを開催したり、スポーツ体験の機会を提供したりすることで、市民のスポーツへの関心を高め、地域に誇りと愛着を持ち、地域のスポーツ文化が豊かになることを目指しています。

(自然環境を活用したスポーツの普及)

- 第13条** 市は、本市の特性である豊かな自然環境の保全に配慮しつつ、これを活用したスポーツの普及のために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

本条は、市が持つ豊かな自然環境を大切に守りながら、その自然を活用したスポーツの普及を目指すことを定めています。

本市の強みである豊かな自然環境の魅力を生かしたスポーツ活動を広めるための施策を進めていきます。市民がこの先も継続して本市の自然を生かしたスポーツを楽しむことができるためには、市は、スポーツ活動を広めるだけでなく、市民が自然環境を維持する大切さに気付き、その環境を守る意識が高まるように配慮する必要があります。自然を守り、次世代にも受け継ぎながら、その恵みを生かして多くの市民がスポーツを楽しめるよう、バランスの取れた取組に努めます。

(スポーツによる地域振興)

第14条 市は、人と人との世代間交流及び地域間交流並びに国際交流を促進し、地域の活性化及び連帯感の醸成を図るため、スポーツ活動への支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、スポーツ関係団体と協力して、あらゆる地域資源及び観光資源を活用し、スポーツに関する各種大会並びに競技会、イベント及び合宿の開催又は誘致に積極的に取り組むものとする。また、地域の賑わいや活力の向上につながるよう、その環境整備及び施策の充実に努めるものとする。

3 市は、スポーツ関係団体と協力して、地域に根差したスポーツ活動を継続して行うことができるようスポーツ活動に寄与する人材の確保及び育成に努めるものとする。

【解説】

本条は、スポーツによる地域振興のため、市が必要な施策を講ずることを定めたものです。

(第1項)

スポーツは言語が異なっても、文化が違っていても、共に楽しむことができることから、スポーツ活動の支援は、世代・地域・国籍を超えて異なる背景や経験を持つ人々が交流し、理解を深め合う機会の促進につながります。これにより、地域の活性化や住民の連帯感を強めることを目指します。

(第2項)

本市には豊かな自然環境があります。さらに、地域資源や観光資源もあります。市は、スポーツとこれらの資源を効果的に組み合わせ、活用し、スポーツに関する様々な大会や競技会、イベント、合宿を積極的に開催し、又は誘致を行います。また、併せてこうした取組によって地域が賑わい、まちの活力が高まるよう、環境整備と施策の充実に力を入れていきます。これにより、市のスポーツ文化が活性化され、地域経済の活性化や外部との交流が促進されるだけでなく、地域の魅力を高め、住民の誇りを育む一助となることを目指します。

(第3項)

地域に根付いたスポーツ活動が継続的に行われるためには、スポーツ関係団体と連携しながら、そのスポーツ活動に携わる人材の確保や育成に努める必要があります。地域のスポーツを「ささえる」人にも焦点を当てながら、活気あるスポーツ活動が地域で継続して行われることを目指します。

附則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。